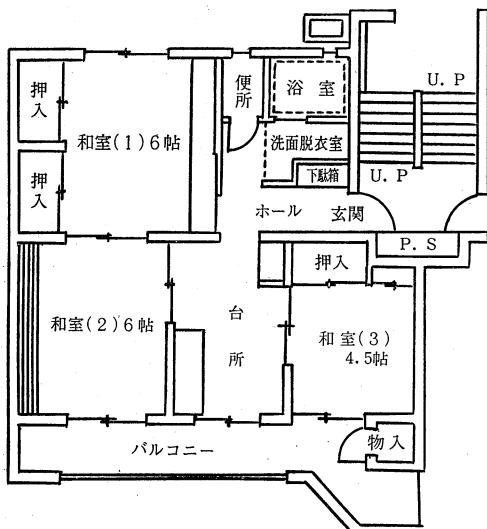


び市町村が事業主体となり、住宅の整備を図っている。

今年度の建設計画は次のとおりである。

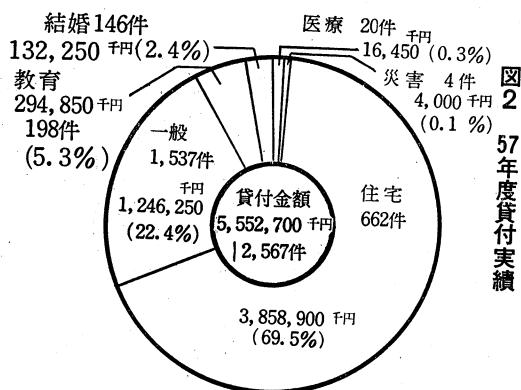
図1 教職員アパート間取  
(福島市伏拵)



◆県(県立学校及び教育庁職員用)
建設地 福島市伏拵
規 模 鉄筋コンクリート
戸 数 四階建一棟
世 常 用 三K十六戸
完 成 昭和五十九年三月上旬

◆市町村(小中学校職員用)  
いわき市  
矢吹町  
平田村  
鮫川村  
浅川町

世 常 用 一戸  
単身用二戸  
世 常 用 六戸  
世 常 用 一戸

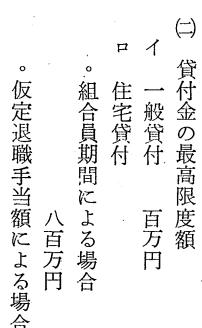


(三) 団体信用生命保険制度の概要  
この制度は、住宅貸付資金を借りている組合員が、万一死亡(高度障害を含む)した場合に、その者の債務が自動的に消滅するよう開発したもので組合員であった者の退職手当や住宅等の財産がそのまま確保されることを目的としている。加入の手続は、毎月の住宅貸付申込みに併せて行うこととなっており、新規に住宅貸付けを借り受けた組合員はこの制度への加入につき、検討のうえ貸付申込書の所定の

## 五 共済貸付事業

(一) 共済貸付事業の目的と現況について

共済組合では、組合員のための福祉事業の一環として、臨時に資金を必要とする場合に、一般貸付をはじめ、住宅、教育、災害、医療及び結婚貸付けの六種類の貸付けを行っている、共済組合としては、組合員の要望と経済状況の変化に対応するために、従来も多くの改善を加えてその充実を図ってきましたが、昭和五十七年度より後述のとおり貸付限度額の引上げなどの措置が講じられた。当支部における昭和57年度の貸付実績は、図2のとおりである。



また、貸付件数では、昭和五十六年と比較すると、五百十件(二四・八%)へ(一五・五%)減少している。(図3 参照)

これは、前年度同様、地価の上昇、建築費の高騰、給与所得の伸び悩みによる借受けの手控え、民間住宅ローンの高金利等による住宅建設、持家取得意欲の減退がその背景にあるものと考えられる。

(二) 貸付金の最高限度額

イ 一般貸付

ロ 住宅貸付

△ 退職手当額による場合

□

八百万円

△

五百円

△

三百円

△

一百円

△

五十円

△

二十円

△

十円

△

五円

